

芦屋市人権についての市民意識調査

市民の皆様には、日頃より市政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、芦屋市では、市民一人ひとりの個性や人権が尊重される、人権文化に満ちた街づくりを進めるうえで、参考とさせていただくため「人権についての市民意識調査」を行うこととなりました。この調査は、平成13年、平成21年に引き続き3回目の調査です。

市内にお住まいの満16歳以上の方2,500人を無作為に選ばせていただき、そのお一人として回答をお願いするものです。

ご回答いただいた調査結果は、集計・分析して芦屋人権教育・人権啓発に関する総合推進指針の改定に際して資料とするほか、平成27年3月頃にホームページなどで公表いたします。調査は無記名でお願いし、ご回答いただいた内容はすべてコンピューターで数値として集計いたします。個人の回答内容が外部にもれたり、ご迷惑をおかけすることは決してありません。

お忙しいところお手数をお掛けして申し訳ございませんが、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

平成26年（2014年）9月

芦屋市長 山中 健

ご記入にあたってのお願い

(1) 回答は必ずあて名のご本人がご記入ください。

※ この調査票の文章を読むことがむずかしい方は、ご家族やどなたか親しい方にお手伝いをいただいて、回答していただきますよう、お願いいたします。

(2) 「○は1つだけ」「○は3つまで」「○はいくつでも」など回答数の指定がある質問については、その指定にしたがって回答ください。回答は、選択肢の中からあてはまる番号を○で囲んでください。

(3) 質問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、矢印(→)やことわり書きの指示にしたがってご回答ください。

(4) 「その他」にあてはまる場合は、お手数ですが()内に、なるべく具体的にご記入ください。

(5) ご回答いただきましたアンケート用紙は、同封の返信用封筒(切手は不要です)をご利用になり、**9月16日(火)まで**にご返送くださいますようお願いいたします。

(6) なお、この調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

芦屋市 市民生活部 人権推進課 TEL 38-2055

芦屋市人権問題に関する市民意識調査について

これは人権についてのアンケート調査票です。

英語版のアンケート調査票、またはふりがな付きのアンケート調査票が必要な場合は、ご連絡ください。芦屋市 市民生活部 人権推進課 e-mail jinkensuishin@city.ashiya.lg.jp

Survey on the Human Rights Awareness of Ashiya Citizens

If you need either an English version or a Japanese with *furigana* version of the questionnaire, please contact the office below:

Ashiya City Citizens' Livelihood Department Human Rights Promotion Section

e-mail jinkensuishin@city.ashiya.lg.jp

最初に、あなたご自身のことについてお聞かせください。

F1 あなたの性別は。

1 男性

2 女性

F2 あなたの年齢を記入してください。(平成 26 年 9 月 1 日現在)

歳

人権全般に関することがらについておたずねします。

問 1 あなたは、「人権」ということを、どの程度身近に感じておられますか。(○は 1 つだけ)

1 ひじょうに身近に感じる

2 かなり身近に感じる

3 どちらとも言えない

4 あまり身近に感じない

5 まったく身近に感じない

6 わからない

問 2 次の①～③のそれぞれについて、あなたはどのように思われますか。

① 今の日本の社会は、人権が尊重されていると思いますか。(○は 1 つだけ)

1 ひじょうにそう思う

2 かなりそう思う

3 どちらとも言えない

4 あまりそう思わない

5 まったく思わない

6 わからない

② 芦屋市では、人権が尊重されていると思いますか。(○は 1 つだけ)

1 ひじょうにそう思う

2 かなりそう思う

3 どちらとも言えない

4 あまりそう思わない

5 まったく思わない

6 わからない

③ 芦屋市民の人権意識(お互いの人権を尊重する意識)の現状はどのようになっていると思いますか。(○は 1 つだけ)

1 ひじょうによくなったと思う

2 少しよくなったと思う

3 どちらとも言えない

4 少し悪くなったと思う

5 ひじょうに悪くなったと思う

6 わからない

問3 あなたは、今までに、自分の人権が侵害されたと思われたことがありますか。(○は1つだけ)

1 ある

2 ない

→ 次のページの間4へお進みください。

問3-1 どのような人権侵害でしたか。(○はいくつでも)

- 1 噂うわさや他人からの悪口かげぐち、陰口かげぐちにより、名誉めいよや信用等を傷つけられた
- 2 公的機関や企業、団体による不当ふとう(おざなり、ひどい、いい加減)な扱い
- 3 地域での暴力きょうはく・脅迫きょうはく・無理じい・仲間はずれ
- 4 パワー・ハラスメント(職場で職務権限もちなどを用いて行ういやがらせやいじめ)
- 5 家庭での暴力ぎやくたいや虐待
- 6 学校でのいじめ
- 7 差別待遇(信条・性別・社会的身分・心身の障がいなどによる不利な扱い)
- 8 プライバシーの侵害
- 9 セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)
- 10 ストーカー行為
- 11 インターネットや携帯電話を利用した人権侵害
- 12 その他(具体的に: _____)
- 13 おぼえていない

問3-2 人権が侵害されたとき、どうしましたか。(○はいくつでも)

また、1~6を選んだ方は相談することによって、その問題は解決しましたか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|---|---|--------|-----------|
| 1 友達、同僚、上司、教師に相談した | → | 1 解決した | 2 解決しなかった |
| 2 家族、親戚に相談した | → | 1 解決した | 2 解決しなかった |
| 3 警察に相談した | → | 1 解決した | 2 解決しなかった |
| 4 弁護士に相談した | → | 1 解決した | 2 解決しなかった |
| 5 公的機関(県、市町村、人権擁護委員 <small>じんけんようご</small> や人権相談所)に相談した | → | 1 解決した | 2 解決しなかった |
| 6 民間団体に相談した | → | 1 解決した | 2 解決しなかった |
| 7 相手に抗議するなど自分で解決した | | | |
| 8 何もしなかった | | | |
| 9 その他(具体的に: _____) | | | |
| 10 おぼえていない | | | |

【全員の方におたずねします】

問 4 今後もし、あなたが、自己的人権を侵害された場合、まずどのような対応をされますか。(○は1つだけ)

- 1 友達、同僚、上司、教師に相談する
- 2 家族、親戚に相談する
- 3 警察に相談する
- 4 弁護士に相談する
- 5 公的機関(県、市町村、じんけんようご人権擁護委員や人権相談所)に相談する
- 6 民間団体に相談する
- 7 相手に抗議するなど自分で解決する
- 8 何もしない
- 9 その他(具体的に: _____)
- 10 わからない

問 5 日本の社会には、人権に関わるいろいろな問題がありますが、あなたが関心を持っているのはどのようなことですか。(○はいくつでも)

- 1 女性の人権に関する問題
- 2 子どもの人権に関する問題
- 3 高齢者の人権に関する問題
- 4 障がいのある人の人権に関する問題
- 5 同和地区の人々に対する差別の問題
- 6 日本で暮らす外国人の人権に関する問題
- 7 エイズ患者・HIV(エイズ・ウイルス)感染者に関する問題
- 8 ハンセン病患者・回復者等に関する問題
- 9 犯罪被害者に関する問題
- 10 性同一性障がい者(心と身体の性が一致しない人)に関する問題
- 11 インターネットや携帯電話を悪用した人権侵害
- 12 ホームレスの人に関する問題
- 13 性的指向(異性愛・同性愛・両性愛等)を理由とした偏見や人権侵害の問題
- 14 北朝鮮拉致被害者に関する問題
- 15 刑を終えて出所した人に対する差別の問題
- 16 ウタリ(アイヌ)の人々に対する差別の問題
- 17 人身取引(性的搾取、きくしゆ強制労働等を目的とした人身取引)に関する問題
- 18 母子家庭や父子家庭に対する差別の問題
- 19 結婚していない母やその子どもに対する差別の問題
- 20 マスコミによる過剰報道の問題
- 21 福島第一原子力発電所の事故による福島県民に対する偏見や差別の問題
- 22 その他(具体的に: _____)
- 23 特にない

問6 あなたは、今までに、他人の人権を侵害したことがあると思いますか。(○は1つだけ)

1 ないと思う
4 わからない

2 あるかもしれない

3 あると思う

→ 問6-1 どのような人権侵害でしたか。

※問3-1を参考に、お答えください。
具体的に：

問7 あなたのまわりで、今までに、人権侵害が発生したことがありましたか。(○は1つだけ)

1 ないと思う
4 わからない

2 あるかもしれない

3 あると思う

→ 問7-1 どのような人権侵害でしたか。

※問3-1を参考に、お答えください。
具体的に：

ここからは、社会の各分野における人権や差別の問題についておたずねします。
はじめに、女性の人権についておたずねします。

問 8 あなたは、女性に関することから、人権の尊重という点からみて特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 「男は仕事、女は家庭」など性別による役割を固定的にとらえる考え方
- 2 就職時の採用条件・仕事内容・昇給昇進における男女差など、職場における男女の待遇の違い
- 3 育児、家事、高齢者の介護など男性と女性が共同で行うことができる就労環境や社会の仕組みが整備されていない
- 4 配偶者・恋人などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）
- 5 職場におけるセクシュアル・ハラスメント〔「セクハラ」〕（性的いやがらせ）
- 6 売春買春（いわゆる「援助交際」を含む）
- 7 アダルトビデオ、ポルノ雑誌における女性のヌード写真や映像の商品化等
- 8 「奥様」、「家内」、「未亡人」のように女性だけに用いられる言葉
- 9 山や土俵など^{によにんきんせい}女人禁制の習慣
- 10 その他（具体的に： _____）
- 11 わからない

問 9 あなたは、女性の人権を守るのに特に必要なことはどのようなことだと思われませんか。(〇は3つまで)

- 1 女性のための人権相談所や電話相談を充実させる
- 2 女性の人権を守るための啓発広報活動等を進める
- 3 女性が働きやすい社会の仕組みを作る
- 4 公的機関や企業が一定の割合で女性を登用する
- 5 ストーカー行為や性犯罪の取締りを強化する
- 6 男女平等に関する教育を充実する
- 7 マスコミ等が紙面・番組・広告等の内容に配慮する
- 8 その他（具体的に： _____）
- 9 わからない

子どもの人権についておたずねします。

問 10 あなたは、子どもに関することからで、人権の尊重という点からみて特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 親が子どものしつけのつもりで体罰をする
- 2 親が子どもに暴力をふるったり暴言をはいて身体的・心理的に虐待する
- 3 親が子どもの食事などの世話をしないなど育児を放棄する
- 4 親が勝手に子どもの机の引出しをあけたり、日記を見るなどプライバシーを侵害する
- 5 教師が児童や生徒に暴力をふるう
- 6 子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをする
- 7 いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
- 8 学校や就職先の選択などについて、大人が子どもの意見を無視する
- 9 テレビ・ビデオ・インターネット・雑誌などで性情報や暴力的描写が氾濫している
- 10 親の事情などによって、子どもが無国籍や無戸籍になる
- 11 児童買春や子どものヌード写真・映像を商品化する
- 12 その他(具体的に: _____)
- 13 わからない

問 11 あなたは、子どもの人権を守るのに特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

- 1 子どものための人権相談所や電話相談を充実させる
- 2 子どもの人権を守るための啓発広報活動等を進める
- 3 体罰の禁止を徹底させる
- 4 学力偏重の入試制度のあり方を改める
- 5 教師の人権感覚を磨く
- 6 学校で、子どもに自分を大切にすることや他人に対する思いやりなどについて教える
- 7 家庭内の人間関係を安定させ、あたたかい家庭をつくる
- 8 家庭で親が子どもに躰(しつけ)をする(特に善悪とか道徳等)
- 9 大人が子どもも独立した権利を持っていることを認識する
- 10 子どもの個性を尊重する
- 11 マスコミ等が紙面・番組等の内容に配慮したり、企業等がゲームソフトなど内容・販売に配慮する
- 12 その他(具体的に: _____)
- 13 わからない

高齢者の人権についておたずねします。

問 12 あなたは、高齢者に関することから、人権の尊重という点からみて特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 働ける場所や能力を発揮する機会が少ない
- 2 病院での看護や福祉施設での介護の対応が十分でない
- 3 高齢者を邪魔者扱いし、高齢者の意見や行動を尊重しない
- 4 家族が世話をすることを避けたり、家族から虐待を受けたりする
- 5 情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りない
- 6 道路の段差解消、エレベーターの設置その他、高齢者が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない
- 7 趣味・スポーツなど余暇活動の場が少ない
- 8 高齢者だけでは住宅への入居が難しい
- 9 悪徳商法や詐欺などによる被害が多い
- 10 家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない
- 11 その他(具体的に: _____)
- 12 わからない

問 13 あなたは、高齢者の人権を守るのに特に必要なことはどのようなことだと思われますか。(○は3つまで)

- 1 高齢者のための人権相談所や電話相談を充実させる
- 2 高齢者の人権を守るための啓発広報活動等を進める
- 3 高齢者が自立して生活しやすい環境にする
- 4 病院での看護や福祉施設での介護の対応を改善する
- 5 高齢者の就職機会を増やす
- 6 高齢者に関わる情報は、わかりやすくきちんと伝わるよう配慮する
- 7 高齢者と他の世代との交流を進める
- 8 高齢者の財産保全、管理のための公的サービスを実施する
- 9 高齢者のための交流の場をつくる
- 10 その他(具体的に: _____)
- 11 わからない

障がいのある人の人権についておたずねします。

問 14 あなたは、障がいのある人に関することから、人権の尊重という点からみて特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 働ける場所や能力を発揮する機会が少ない
- 2 医療や福祉のサービスが十分でない
- 3 障がいに応じた教育が十分でない
- 4 じろじろ見られたり、避けられたりする
- 5 障がいのある人の意見や行動が尊重されない
- 6 必要な情報を入手する機会が少ない
- 7 道路の段差解消、エレベーターの設置その他、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない
- 8 スポーツ活動や文化活動へ参加できる機会が少ない
- 9 障がいのあるなしに関わらず、お互いにふれあい理解を深めるような機会が少ない
- 10 その他(具体的に: _____)
- 11 わからない

問 15 あなたは、障がいのある人の人権を守るのに必要なことはどのようなことだと思われま
すか。(○は3つまで)

- 1 障がいのある人のための人権相談所や電話相談を充実させる
- 2 障がいのある人に対する正しい理解を深めるための啓発広報活動等を進める
- 3 医療や福祉のサービスを充実する
- 4 障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする
- 5 障がいのある人の就職機会を増やす
- 6 障がいのある人へ情報を提供する機会を増やす
- 7 障がいのあるなしに関わらず、人と人との交流を進める
- 8 障がいに応じた教育を充実する
- 9 障がいのある人の財産保全、^{ほぜん}管理のための公的サービスを実施する
- 10 その他(具体的に: _____)
- 11 わからない

同和問題についておたずねします。

問 16 同和問題に関して、あなたは、今、どのような人権問題が起きていると思われますか。
(○は3つまで)

- 1 差別的な言動
- 2 差別的な落書き
- 3 インターネットや携帯電話を悪用した差別的な情報の掲載
- 4 就職・職場での差別・不利な扱い
- 5 結婚問題での周囲からの反対
- 6 身元調査を実施すること
- 7 地域の活動や付き合いでの差別・不利な扱い
- 8 いわゆる同和地区への居住の敬遠
- 9 その他(具体的に: _____)
- 10 わからない
- 11 特に起きているとは思わない

問 17 あなたのお子さんが結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうされますか。(○は1つだけ)

- 1 子どもの意思を尊重する
- 2 親としては反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない
- 3 家族の反対があれば結婚を認めない
- 4 絶対に結婚を認めない
- 5 わからない

問 18 あなたが同和地区の人と、結婚しようとしたとき、家族や親戚から強い反対を受けたら、あなたはどうされますか。(○は1つだけ)

- 1 自分の意志を貫いて結婚する
- 2 説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する
- 3 家族や親戚の反対があれば結婚しない
- 4 わからない

問 19 同和問題の解決に対するあなたのお考えはどれに近いですか。(○は1つだけ)

- 1 これは、同和地区の人だけの問題で、自分とは直接関係のない問題だと思う
- 2 自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるよりしかたがないと思う
- 3 自分ではどうしようもない問題だから、誰かしかるべき人が解決してくれると思う
- 4 人権に関わる問題だから、社会全体で解決に取り組み、自分も努力するべきと思う
- 5 そっとしておけば自然になくなる問題だと思う
- 6 その他(具体的に: _____)
- 7 わからない

外国人の人権についておたずねします。

問 20 あなたは、日本に居住している外国人に関することから、人権の尊重という点からみて特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 入学・学校で不利な扱いを受ける
- 2 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 3 働ける場所や能力を発揮する機会が少ない
- 4 アパートなど住宅への入居で不利な扱いを受ける
- 5 結婚問題で周囲から反対を受ける
- 6 文化などの違いにより地域社会で受け入れられにくい
- 7 施設など外国語表記が少ない
- 8 言葉の違いで情報が伝わりにくい
- 9 外国人と日本人が、お互いにふれあい理解を深めるような機会が少ない
- 10 政治に意見が十分反映されない
- 11 その他(具体的に: _____)
- 12 わからない

問 21 あなたは、日本に居住している外国人の人権を守るのに特に必要なことはどのようなことだと思われますか。(○は3つまで)

- 1 外国人のための相談所や電話相談を充実させる(いくつかの言語で対応できる等)
- 2 人権尊重の意識を高めるための啓発広報活動等を充実する
- 3 日本の社会システムを見直す
- 4 日本人と外国人がお互いの文化や社会事情を理解する
- 5 施設などに外国語表記を増やしていく
- 6 外国人を支援する民間ボランティア団体を支援する
- 7 外国人が日本語を学べる機会をつくる
- 8 外国人と日本人との交流を進める
- 9 その他(具体的に: _____)
- 10 わからない

人権問題に関する啓発活動についておたずねします。

問 22 あなたは、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人等の人権問題に関する講演会や研修会に参加されたことがありますか。(○は1つだけ)

- 1 よく参加した 2 何回か参加した 3 参加したことはない

→ 問 22-1 参加されたことがない主な理由は何ですか。(○は1つだけ)

- 1 講演会などが開かれているのを知らなかった
2 参加したかったが、参加する時間がなかった
3 人権問題に関心がない
4 いつも同じ内容だから
5 人権問題のことは、よく知っている(参加するまでもない)
6 その他(具体的に: _____)
7 特に理由はない

→ 問 22-2 参加されたのはどういう種類のものでしたか。(○はいくつでも)

- 1 市や教育委員会などが主催した全市民を対象とした講演会(啓発映画上映会を含む)
2 公民館、男女共同参画センター、上宮川文化センター等での講座、研修会
3 学校やPTAが主催した学校での講座や研修会
4 職場や職場団体での講演会や研修会
5 自治会や地域の市民団体が主催した集会や学習会
6 人権関係の運動団体などの主催した集会や学習会
7 その他(具体的に: _____)

→ 問 22-3 参加された講演会や研修会などの内容についてのご感想は、次のどれですか。(○は2つまで)

- 1 人権問題の理解に役立った 2 差別の実態を多少知ることができた
3 内容が難しすぎて、よくわからなかった 4 いつも同じような内容である
5 内容的にものたりなかった
6 その他(具体的に: _____)
7 わからない

問 23 芦屋市では、「広報あしや」の5月、8月、12月に人権特集記事を掲載していますが、あなたは読んだことがありますか。(○は1つだけ)

- 1 毎回読んでいる 2 時々読んでいる 3 読んだことがない
4 気がつかなかった 5 広報紙が届かない

問 24 あなたが、さまざまな人権問題について理解を深めるにあたって、どのような啓発活動なら、参加したり、活用してみたいと思いますか。(〇はいくつでも)

- 1 講演会・研修会などによる啓発活動
- 2 映画・ビデオなど視聴覚教材を利用した啓発活動
- 3 市の広報紙や冊子などを活用した啓発活動
- 4 地域での啓発リーダーを養成し、住民相互啓発を促す活動
- 5 地域学習グループなど自主的な学習による社会教育活動
- 6 職場における啓発活動
- 7 PTA による啓発活動
- 8 その他(具体的に: _____)

問 25 あなたは、人権啓発を進めるためには、どのような啓発活動が効果的と思われますか。(〇はいくつでも)

- 1 広報あしや
- 2 市テレビ広報チャンネル
- 3 映画・ビデオを活用した啓発
- 4 パンフレット・ポスター
- 5 インターネットや電子メール(メールマガジンなど)、ホームページの活用
- 6 講演会や講義形式の研修会・学習会
- 7 ワークショップ形式(専門家をまじえた少人数の討議・活動)の研修会・学習会
- 8 相互の理解を深めるための交流会
- 9 車いすやアイマスクなどもちいた障がいのある人や高齢者などの疑似体験会
- 10 人権問題をテーマとした展示会
- 11 人権問題に関する小説、作文、標語などの募集
- 12 人権問題をテーマとしたイベント(講演会、コンサート、展示会などを複合的に実施)
- 13 その他(具体的に: _____)
- 14 わからない
- 15 特になし

問 26 人権問題には、同和問題のほか女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等の問題がありますが、今後の人権問題の啓発教育のあり方について、あなたの考えに近いものはどれですか。(〇は1つだけ)

- 1 人権意識そのものを高めることが重要なので、同和問題だけを取りあげて行うのではなく、人権問題全体の啓発教育の一環として行うべきである
- 2 同和問題の啓発・教育は成果があったので、他の人権問題についての啓発・教育の方がより重要である
- 3 同和問題は他の人権問題と同列に扱うのは適当でないので、他の人権問題よりも特に重点的に啓発教育を行うべきである
- 4 同和問題について積極的な啓発教育を行うとともに、他の人権問題も積極的な啓発・教育を行うべきである
- 5 同和問題、他の人権問題のいずれも啓発・教育は必要ない
- 6 その他(具体的に: _____)
- 7 わからない

問 27 あなたは、次にあげる条約、法律、答申^{とうしん}、実施計画などについて、名前を見聞きしたり、内容を知っているものはどれですか。(〇はいくつでも)

- 1 世界人権宣言 (1948 年)
- 2 人種差別撤廃条約^{てつぱい} (1965 年)
- 3 国際人権規約 (1966 年)
- 4 女子差別撤廃条約^{てつぱい} (1979 年)
- 5 児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約) (1989 年)
- 6 人権教育のための世界計画 (2005 年)
- 7 障害者権利条約 (2006 年)
- 8 国の同和対策審議会の答申^{とうしん} (1965 年)
- 9 男女雇用機会均等法 (1985 年)
- 10 障害者基本法 (1993 年)
- 11 児童買春・児童ポルノ禁止法 (1999 年)
- 12 人権教育・啓発推進法 (2000 年)
- 13 人権教育・啓発に関する基本計画 (2002 年)
- 14 ストーカー規制法 (2000 年)
- 15 児童虐待^{ぎゃくたい}の防止等に関する法律 (2000 年)
- 16 DV防止法 (2001 年)
- 17 個人情報保護法 (2003 年)
- 18 性同一性障害者特例法 (2004 年)
- 19 高齢者虐待^{ぎゃくたい}防止法 (2006 年)
- 20 障害者虐待^{ぎゃくたい}防止法 (2011 年)
- 21 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (2016 年 4 月施行予定)
- 22 芦屋市男女共同参画行動計画 (ウイザス・プラン) (1998 年)
- 23 芦屋すこやか長寿プラン 21 (1994 年)
- 24 芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針 (2002 年)

◆ 最後に、人権問題についてご意見がありましたら、自由にご記入ください。

以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに 9 月 16 日 (火) までに郵便ポストに投函してください。